

姫路市男女共同参画プラン2022改訂版(案)に関する 市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について

1 パブリック・コメントの概要

- (1) 案 件 名 : 姫路市男女共同参画プラン2022改訂版(案)
- (2) 意見募集期間 : 平成29年12月15日(金)～平成30年1月16日(火)
- (3) 意見提出件数 : 6通 9件
- (4) 修正項目 : 3件

2 意見の結果公表に当たって

姫路市男女共同参画プラン2022改訂版(案)について、市民意見を募集しましたところ、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

結果の公表に当たりまして、提出されたご意見の内容を以下の項目に分類し、整理しています。

項 目	件 数
プラン(案)全体について	2
基本目標Ⅰ 人権尊重をめざす市民意識の育成について	3
基本目標Ⅱ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実について	0
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画促進について	0
基本目標Ⅳ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保について	3
基本目標Ⅴ 生涯を通じた心身の健康づくりについて	0
基本目標Ⅵ 少子・高齢社会における福祉の充実について	0
推進体制の整備について	1
合 計	9

3 意見の概要と市の考え方

(1) プラン(案)全体について (2件)

番号	意見の概要	市の考え方	ページ
1	社会生活を送る上では人間関係の中で種々な問題が発生しています。個人の意見に耳を傾けてもらえるような場所があれば、問題が深刻にならずに済むといったこともあろうかと思えます。性別や年齢にかかわらず、仲良く助け合い、協力し合うことが一番と考えます。	男女共同参画の視点は市の施策のあらゆる分野に関係しています。今後も幅広いご意見を参考に、男女共同参画社会の実現に向け、着実にプランを推進してまいります。	—
2	条例が施行された昨今、プランはより具体的、詳細に計画を立てられてもよいのではないのでしょうか。高い目標値を掲げるのではなく、実際に可能な数値を記載し、企業等も対象に範囲を広げ、男女共同参画の啓発活動を推進させるプランを作成してはいかがでしょうか。	プランは、条例の理念を具現化し、本市における男女共同参画の推進に関する基本方針と具体的事業を示すものです。詳細な計画等につきましては、担当課において着実にプランが推進されるよう、進捗管理してまいります。また、目標値に関しましては、現状値や国の男女共同参画基本計画等を参考に設定しており、現状値から考えて高すぎると思われるものがあるかもしれませんが、男女共同参画社会の実現に向けた本市の姿勢としてお示ししております。	

(2) 基本目標Ⅰ. 人権尊重をめざす市民意識の育成 について(3件)

番号	意見の概要	市の考え方	ページ
1	「人権文化」の定着について 夫婦別姓（通称利用）のゆるやかな導入をお願いします。	ご意見を参考に、国の動向を注視しながら対応してまいります。	31
2	あらゆる暴力の根絶について DVなどの問題は、個人や家庭での解決は困難であるため、深刻な社会問題であることを明記してください。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の表現を修正します。	33
3	あらゆる暴力の根絶について マタハラは、セクハラ等を含めず、個別に表記してください。	ご意見を踏まえ、「具体的施策」の表現を修正します。 また、P53の「現状と課題」にマタニティハラースメントに関する記述を追加します。	35 53 54

(3) 基本目標Ⅳ. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保について(3件)

番号	意見の概要	市の考え方	ページ
1	労働の場における男女平等の徹底について セクハラ等の防止については、啓発は行っているものの、まだまだ徹底できていません。セクハラ等の事案が生じた企業に対して「個別に」または「一堂に」呼び寄せたセクハラ等防止セミナーを行い、指導を行ってもよいのではないのでしょうか。	ご意見を参考に、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知し、ハラスメントに関する問題についての啓発に取り組んでまいります。	54
2	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について 女性が一生涯働き続けるには、ワーク・ライフ・バランスが重要であり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方も欠かせないポイントとなります。具体的施策として組み込む案はいかがでしょうか。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツにつきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進においても重要であると認識しております。具体的施策につきましては、「『性と人権』についての意識啓発」の中で取り組むこととしますが、ご意見を踏まえ、「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に関する「施策の方向」の表現を修正します。	56
3	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について 女性を雇用する上で、避けて通れないのが妊娠出産という事情です。妊娠中・出産後における働き方改善としてICTを活用している企業の実例等を紹介してはいかがでしょうか。	ご意見を参考に、女性の雇用環境改善に向け、啓発に取り組んでまいります。	57

(4) 推進体制の整備について (1件)

番号	意見の概要	市の考え方	ページ
1	男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化について 各出前講座と男女共同参画推進センターで開催する講座等を関連付けることにより、同センターの認知度の向上が図れるのではないのでしょうか。	ご意見を参考に、男女共同参画推進センターの認知度が向上するよう講座の開催について、今後、工夫してまいります。	82

4 市民意見提出手続きの実施結果に基づく修正箇所(新旧対照表)

意見番号	旧	新	ページ												
(2)-2	配偶者やパートナーによる暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）をはじめ、セクシュアル・ハラスメントや児童虐待、性暴力等の被害は、深刻な社会問題となっており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を引き続き推進する必要があります。	配偶者やパートナーによる暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）をはじめ、セクシュアル・ハラスメントや児童虐待、性暴力等の被害は、 <u>個人間や家庭内にとどまらず、社会全体において</u> 深刻な問題となっており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を引き続き推進する必要があります。	33												
(2)-3	<table border="1" data-bbox="271 512 1111 711"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>具体的施策の概要</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1189 512 2029 711"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>具体的施策の概要</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① セクシュアル・ハラスメント、<u>マタニティハラスメント</u>防止のための啓発</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	① セクシュアル・ハラスメント、 <u>マタニティハラスメント</u> 防止のための啓発	(略)	(略)	35
具体的施策	具体的施策の概要	担当課													
① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	(略)	(略)													
具体的施策	具体的施策の概要	担当課													
① セクシュアル・ハラスメント、 <u>マタニティハラスメント</u> 防止のための啓発	(略)	(略)													
	<p>また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、女性の20～40歳代を中心に経験した人が目立っており、一層の対策が求められています。</p> <p>職場や地域社会等における様々なハラスメントは、重大な人権侵害であるという意識啓発の継続的な取組が必要です。</p>	<p>また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、女性の20～40歳代を中心に経験した人が目立っており、一層の対策が求められています。</p> <p><u>加えて、男女雇用機会均等法の改正により、平成29年1月から事業主には職場におけるマタニティハラスメントの防止に関する措置義務が新たに課せられています。</u></p> <p>職場や地域社会等における様々なハラスメントは、重大な人権侵害であるという意識啓発の継続的な取組が必要です。</p>	53												
	<table border="1" data-bbox="271 1007 1111 1198"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>具体的施策の概要</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発（再掲）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発（再掲）	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1189 1007 2029 1198"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>具体的施策の概要</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① セクシュアル・ハラスメント、<u>マタニティハラスメント</u>防止のための啓発（再掲）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	① セクシュアル・ハラスメント、 <u>マタニティハラスメント</u> 防止のための啓発（再掲）	(略)	(略)	54
具体的施策	具体的施策の概要	担当課													
① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発（再掲）	(略)	(略)													
具体的施策	具体的施策の概要	担当課													
① セクシュアル・ハラスメント、 <u>マタニティハラスメント</u> 防止のための啓発（再掲）	(略)	(略)													
(3)-2	また、多様な生き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境の整備を支援します。	また、 <u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</u> の考え方にに基づき、女性の妊娠・出産へ十分に配慮した上で、多様な生き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境の整備を支援します。	56												